

「埼玉県青少年健全育成条例」の一部改正について（骨子案）に関する パブリックコメント（意見募集）の実施について

「埼玉県青少年健全育成条例」の一部改正を予定しています。この改正につき、ご意見がございましたら下記の要領にてご提出ください。

記

【募集期間】

平成30年3月23日（金）～平成30年4月22日（日）まで（当日消印有効）

【ご意見の提出方法】

1、記載事項

住所、氏名、ご意見のほかに、法人、団体等でご提出いただく場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。なお、様式は自由です。

2、ご意見の提出先

① 郵送

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-9-14
自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当宛

② FAX

FAX番号：048-824-3328

③ 電子メール

メールアドレス：kudou@jimin-saitama.net

（メールの件名に、「埼玉県青少年健全育成条例」に関する意見と記載願います。）

※ 電話等による口頭での意見はお受けできません。

【ご意見の取り扱い】

いただいたご意見についての個別の回答、提出いただいた書類等の返却はいたしかねます。

【問い合わせ先】

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-9-14
自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当
T E L 048-824-3297
F A X 048-824-3328

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について 骨子案

I 「JKビジネス」への対応について

1 改正の趣旨

近年、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる、女子高校生（JK）などの青少年の性を売り物とする営業が横行しています。表向きには健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称して性的なサービスを客に提供させる悪質な営業が一部に存在し、青少年が重大な性犯罪に巻き込まれています。

青少年は、危険性を十分認識しないまま、こうした営業に接近する可能性が高いため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある行為を禁止し、必要な規制を行います。

2 規制の内容

(1) 規制の対象となる営業形態

客の性的好奇心をそそるおそれのある営業で、次のいずれかに掲げる営業を「有害役務営業」と定義

- ① 専ら異性の客に接触し、又は接触させるサービスを提供〔リフレ〕
- ② 専ら異性の客に対し、姿態を見せるサービスを提供〔見学、撮影〕
- ③ 専ら異性の客に同伴し、遊技又は遊興をさせるサービスを提供〔お散歩、コミュ〕
- ④ 飲食をさせる営業で、従業員が専ら異性の客に接するもののうち、次のいずれかに該当するもの〔カフェ、ガールズ居酒屋、ガールズバー〕
 - ア 水着、下着などの露出が著しく高い衣服を従業員が着用するもの
 - イ 学校の制服や体操着などの青少年が接客することを連想させる衣服を従業員が着用するもの
 - ウ 「女子高生」「JK」など青少年が接客することを連想させる文字や絵などを店名、広告に使用しているもの

※ ①～③については、電話やインターネットで客とやり取りし、従業員を派遣する無店舗型の営業も対象とする。

(2) 禁止行為

有害役務営業者に対して以下の行為を禁止

- ① 青少年を働かせること。
- ② 青少年に対し、働くよう勧誘すること。
- ③ 青少年に対し、客となるよう勧誘すること。
- ④ 青少年に対し、チラシ等を頒布すること。
- ⑤ 従業員となるよう青少年に勧誘させること。
- ⑥ 客となるよう青少年に勧誘させること。
- ⑦ チラシ等を青少年に頒布させること。
- ⑧ 青少年を客として立ち入らせ、客とすること。

(3) 有害役務営業者に対する義務付け

- ① 営業所や受付所の入口に青少年立入禁止の掲示の義務付け
- ② 広告・宣伝の際に、青少年の立入禁止の明示義務付け
(無店舗型は、青少年が客となること禁止も明示義務付け)
- ③ 従業者名簿(従業者の住所、氏名、生年月日ほか)の備付けの義務付け

(4) 営業停止命令等

- ア 知事は、禁止行為の中止、義務付け違反の是正等の命令をすることができることとする。
- イ 知事は、有害役務営業者がアの中止等命令に違反した場合、6か月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命令することができることとする。

(5) 立入調査

知事は、有害役務営業の営業所等に立入調査を行うことができることとする。

(6) 罰則

禁止行為、営業停止命令、義務付けに違反した場合には罰則

Ⅱ 「自画撮り被害」への対応について

1 改正の趣旨

児童ポルノの検挙件数が増加傾向にある中、スマホの普及などにより自画撮り被害（※）が急増しており、特に、中学生の被害が過半数を占めています。

青少年の判断能力は形成途上であることに乗じて青少年に児童ポルノ等の作成・提供を勧誘することは、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある行為であり、防止する必要があります。

※ 騙されたり、脅されたりして青少年が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害

2 規制の内容

(1) 禁止行為

青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（電磁的記録等を含む）を提供するよう求める行為を禁止する。

(2) 罰則

拒まれたにもかかわらず提供を行うよう求めた場合や、欺き、威迫し又は困惑させる等の不当な方法により提供を求めた場合には罰則